

○防衛省告示第七十号

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第二項並びに第九条の規定に基づき、防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

平成十九年四月三日

防衛大臣 久間 章生

改正 平成二十七年十二月二十七日防衛省告示第二百三十九号

改正 令和元年十二月十三日防衛省告示第百九十七号

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「規則」という。）第三条に規定する手続等は、防衛省が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等とする。

第二条 規則第四条に規定する申請等をする者及び規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第三条 規則第五条第二項に基づき、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を光学的読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

第四条 申請等を行う者が規則第五条第二項に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、同条第七項の規定により、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

三 電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき当該登記情報に係る登記事項証明書

第五条 申請等を行う者が、規則第七条各号の規定により書面等又は電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するときは、当該書面等又は当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行った日から三日以内に当該書面等又は当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出しなければならない。

第六条 規則第十条第二項に規定する行政機関等が定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う際に規則第五条第一項に規定する方法によって行政機関等に届け出る方式とする。

2 処分通知等を受ける者が処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うものとする。

## 附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

## 附 則

この告示は、令和元年十二月十六日から施行する。